

高知県立幡多けんみん病院食堂等運営事業
公募型プロポーザル審査委員会 審査基準

審査項目	審査内容	審査の視点	配点	審査基準
営業内容	食堂等の運営方法	食堂等の設置目的を理解し、利用者のニーズに合致したコンセプトとなっているか。	90	* 評価係数についてはA=1.0(的確性、実効性において特に優秀な提案)、B=0.8(的確性、実効性において優秀な提案)、C=0.6(的確性、実効性において特筆すべき点はないものの妥当な提案)、D=0.4(的確性、実効性においてやや不十分な提案)、E=0.2(的確性、実効性においてまったく不十分な提案)とする。
		車椅子利用者等への配慮があるか。		
	営業日・営業時間	職員等の勤務時間やニーズを考慮した提案となっているか。		
	サービスの構成及び価格	取扱サービスの構成が利用者のニーズに合致しているか。定期的に新メニュー等の提案があるか。		
		食堂が利用しやすい低廉な価格であるか。		
		職員の昼食等の提供方法について、具体的な提案があるか。		
実施体制	従業員配置	従業員の接遇教育や配置人数は適切か。	40	"
	病院との連携	病院内でのイベントの企画や大規模災害時等における病院への協力体制はどうか。		
	衛生管理	清掃や定期検査など日常の衛生管理が適切に行える体制となっているか。		
	危機管理	食中毒等事故防止対策が講じられ、事故への対応が速やかに行える体制か。		
地域貢献	地域への貢献	食堂・喫茶の事業者のいずれかが県内に本店又は支店等の営業・運営の拠点があるか。	25	"
		地産の食材に対する考え方。		
		地元雇用に関する考え方		
財務関係	営業実績	病院・施設での営業実績があるか。	20	"
	財務状況	財務状況が健全で、食堂等の運営にあたり、経営の安定性は十分か。		
	収支計画	収支計画は算出根拠が適切で健全か。		
その他提案	その他自由提案	その他、利用者の満足度向上又は職員の福利厚生につながる取り組みがあるか。	25	"
計			200	